

## 国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

令和2年度分(令和2年7月分～令和3年6月分)の国民年金保険料免除・納付猶予申請の窓口受付は**7月1日(水)から開始します。**

収入の減少や失業、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、国民年金保険料の納付が困難な場合は、未納のままではなく、保険料の納付が免除または猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」を利用してください。

**なお、前年所得(令和元年中の所得)の審査がありますので、所得申告が必要となります。**

令和元年度分(令和元年7月分～令和2年6月分)の免除申請において、国民年金保険料の一部免除(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)が承認された方や、失業等を理由とした特例による免除(納付猶予)承認であった場合には、**新たに令和2年度分の申請が必要です。**

免除申請が遅れて保険料も納付していない場合は、万一の際に障害年金などを受けられない場合がありますので、お早めに申請してください。

**免除申請は、申請月の2年1か月前まで遡ることができます。**

なお、学生の場合は「学生納付特例制度」をご利用ください。



### ～所得審査対象者と所得基準～

#### ①全額免除・一部免除の場合

所得審査対象者：**申請者本人・申請者の夫または妻(別居中含む)・世帯主**

免除の種類	所得の基準 (申請年度の前年所得が、以下の計算額の範囲内であること)
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
4分の3免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

#### ②納付猶予の場合

所得審査対象者：申請者本人(50歳未満の方)・申請者の夫または妻(別居中含む)

所得基準：(扶養親族の数+1)×35万円+22万円

## 後期高齢者医療制度に加入の皆様へ 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給申請が出来ます。

被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができない方(給与等の支払を受けている方に限る)を対象に傷病手当金を支給します。

申請には医療機関の意見書及び事業主の証明等が必要となりますので事前に電話にて、後期高齢者医療広域連合または国保年金課にお問い合わせください。

◇問い合わせ 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688  
御坊市役所 国保年金課 ☎0738-23-5530